

令和7年度私立学校等修学者昼食費支援に関するQA

	質問	回答
1	対象期間の途中で私立⇄松戸市立学校間で転校があった場合は？	申請時と異なる学校へ転校した場合は、変更届より申請をお願いします。 毎月1日を支給基準日として、支給対象月を判断します。 松戸市立学校以外から松戸市立学校に転校した場合は、転入日から「学校給食費等支援制度」の対象となるため、申請してください。
2	私立学校等に在籍していて、松戸市～転出・転入があった場合の給付の基準は？	毎月1日を支給基準日として、支給対象月を判断します。
3	世帯に松戸市立学校に通い、弁当持参支援の対象となる子がいて、私立学校に通う子もいる場合、「松戸市立学校の弁当等持参者への支援」と「昼食費支援事業」の両方申請が必要ですか？	別の支援事業になるため、お手数ですがそれぞれ申請をお願いします。
4	住民票が一時的に市外へ異動した場合の支援は？	毎月1日を支給基準日として、支援対象月を判断します。
5	他の学校で給食費無償化を受けている場合、本支援の対象になるか？	松戸市立以外の学校で支援を受けている場合は、本支援は対象外となります。
6	インタナショナルスクールも対象に含まれますか？	対象となり得ますので、概要をご覧ください。 対象となる場合は、ご申請ください。